

6. 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に強靭化を進めるには、施策の優先順位付けをおこない、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。

過去の災害経験や地域特性、時代、情勢の変化、緊急性等の要素を勘案し、22の重点化すべき対応方策、推進方針を選定した。

以下に重点化すべき対応方策、推進方針により回避する「起きてはならない最悪の事態」を示す。

重点化にあたっての視点

【a】過去の災害経験（土砂災害、火山災害等）

【b】地域特性（離島・半島等）

【c】時代、情勢の変化（気候変動、地域防災力低下、インフラ老朽化等）

【d】緊急性（人命保護に直結、リスクの切迫性等）

| | 起きてはならない最悪の事態 | 重点化 |
|-----|--|---------|
| 1-1 | 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や斜面地等にある住宅密集地における火災による死傷者の発生 | d |
| 1-2 | 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生 | d |
| 1-3 | 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生 | |
| 1-4 | 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 | a、b、c、d |
| 1-5 | 大規模な火山噴火（雲仙岳）・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生 | d |
| 1-6 | 暴風雪や豪雪、暴風等に伴う多数の死傷者の発生 | d |
| 2-1 | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 | d |
| 2-2 | 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 | b |
| 2-3 | 警察、消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 | d |
| 2-4 | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 | b、d |
| 2-5 | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生 | d |
| 2-6 | 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 | c |
| 3-1 | 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱 | |
| 3-2 | 長崎県内の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 | |
| 4-1 | 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 | |
| 4-2 | テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 | |
| 4-3 | 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 | d |
| 5-1 | サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う競争力の低下 | |
| 5-2 | エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響 | |
| 5-3 | コンビニート（松浦市・新上五島町）・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 | |
| 5-4 | 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響 | |
| 5-5 | 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 | b |
| 5-6 | 食料等の安定供給の停滞 | b、d |
| 5-7 | 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響 | c |
| 6-1 | 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止 | b |
| 6-2 | 上水道等の長期間にわたる供給停止 | |
| 6-3 | 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 | |
| 6-4 | 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止 | a、b |
| 6-5 | 防災インフラの長期間にわたる機能不全 | c、d |

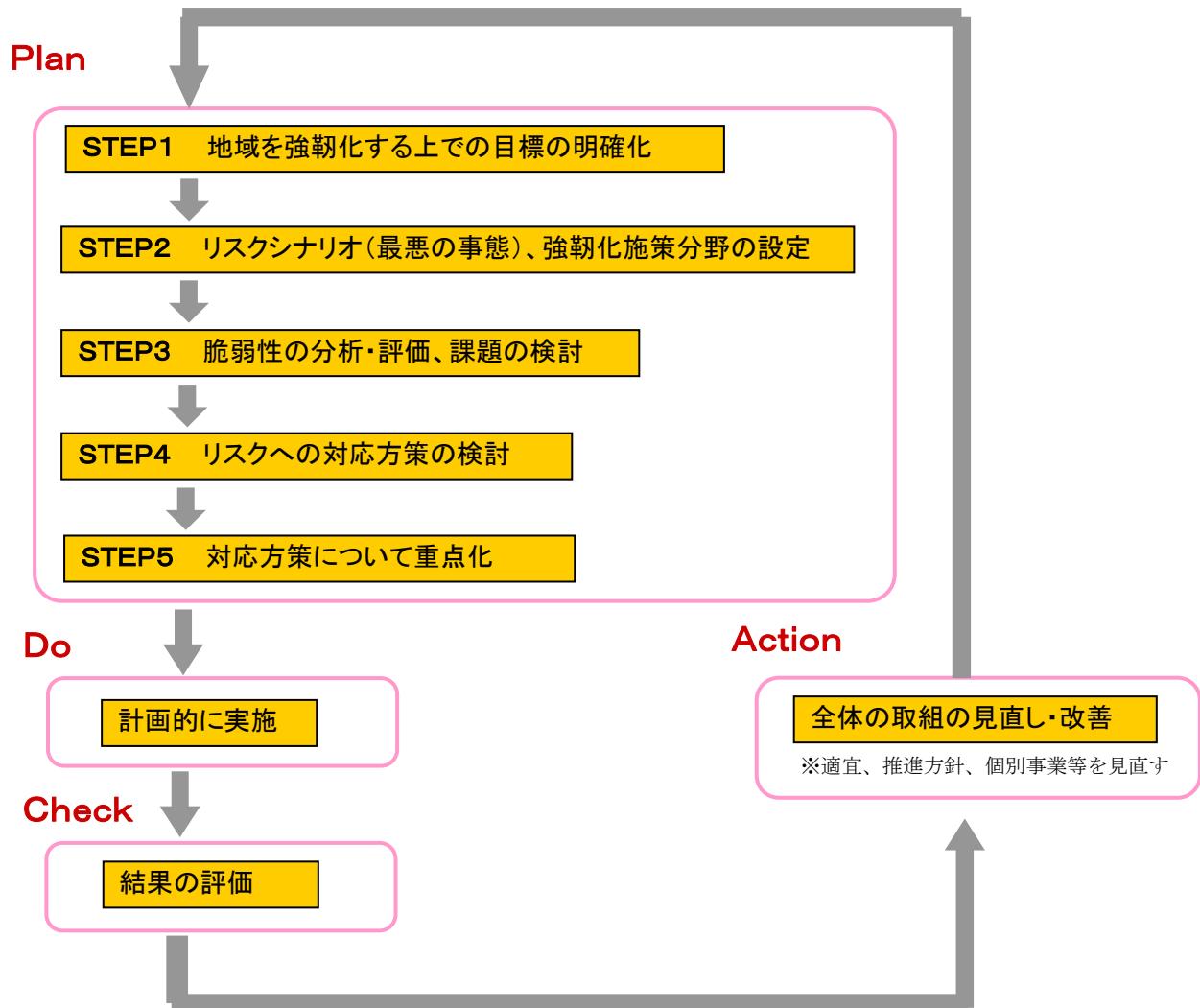
| | | |
|-----|--|---------|
| 7-1 | 地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生 | d |
| 7-2 | 海上・臨海部の広域複合災害の発生 | |
| 7-3 | 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺 | |
| 7-4 | ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生 | a、b、c、d |
| 7-5 | 有害物質の大規模拡散・流出による県土の荒廃 | |
| 7-6 | 農地・森林等の被害による県土の荒廃 | |
| 8-1 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態 | |
| 8-2 | 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態 | |
| 8-3 | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失 | c |
| 8-4 | 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態 | |
| 8-5 | 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態 | |
| 8-6 | 住居の確保等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態 ※県独自項目 | |
| 8-7 | 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県内経済等への甚大な影響 | |
| 9-1 | 離島・半島のインフラ損壊による孤立地域の発生 ※県独自項目 | b、c、d |

7. 計画の推進体制

長崎県国土強靭化地域計画にかかる施策を総合的、計画的に推進するため、以下の進め方により、P D C A サイクルをまわしていく。本計画の計画期間は令和3年度から令和7年度までとし、概ね5年ごとに計画内容を見直すこととする。

また、施策の進捗状況並びに国の動向等に応じて、推進方針や個別事業等の見直しを適宜行うものとする。

(PDCAプロセス)



(体制)

- ・ 長崎県国土強靭化地域計画推進本部（府内会議）
- ・ 長崎県防災会議（関係団体会議）